

琵琶湖・淀川流域対策に関する万博催事運営業務委託仕様書

1 事業名称

琵琶湖・淀川流域対策に関する万博催事運営業務委託

2 目的

大阪・関西万博において催事を実施するため、催事運営業務を委託する。

関西パビリオンの多目的エリアにおいて、琵琶湖・淀川流域における「水のつながり」をテーマに、国籍や世代を問わず楽しめる催事を開催する。琵琶湖・淀川流域における現状や課題、魅力等について発信し、来場された方に、流域の一体性等について認知いただくとともに、流域の課題解決に必要な「人のつながり」の形成・拡大を目指す。

3 契約期間

契約締結日から令和7年9月30日（火曜日）まで

4 委託業務内容

(1) 開催概要（予定）

【日程】 令和7年7月30日（水曜日）～令和7年8月3日（日曜日）

※7月29日（火曜日）夜設営、8月3日（日曜日）夜撤去

【時間】 開演時間 9：00～22：00（最長）、搬入・搬出時間 22：00～9：00

【場所】 関西パビリオン多目的エリア

【テーマ（案）】 「水のつながり、人のつながり」

【催事内容】 動画放映、イラストパネル展示、モザイクアート展示、ワークショップ等のイベント実施、ブース出展など

【会場レイアウト（案）】



(2) 主な業務内容

(ア) 会場装飾の企画及び装飾品の調達

- ・ 催事内容を把握し、関西広域連合と協議の上、会場内の装飾内容を企画すること。
- ・ 会場装飾に必要な備品を調達すること。

(イ) 開催までの事前準備

- ・ 会場管理者、関係機関、関係者との調整を行うこと。
- ・ 運営マニュアル、運営スタッフ等のシフト表、会場配置図等、業務を実施する上で必要な各種資料を作成すること。
- ・ 業務の実施に必要な関係機関への許可申請等の手続、必要な保険への加入や支払いに係る業務を行うこと。

(ウ) 出展者等との調整

- ・ ワークショップ等によるイベント出演者やブース出展者（以下「出展者等」という。）向けに、出演・出展に係るマニュアルを作成すること。
- ・ ワークショップ等のイベント実施に係る必要な材料・備品の調達を行うこと。
- ・ 出展者等との調整や、出展者等からの問合せへの対応については、原則として受託者が行うこと。
- ・ なお、イベント出演者及びブース出展者は、それぞれ 15 団体程度（5 日間の延べ数）を想定している。

(エ) 会場案内

- ・ 集客
- ・ 来場者誘導

(オ) イベントステージの進行管理

(カ) 会場設営・撤去

- ・ 会場の設営・撤去、必要な機材・備品等の調達・搬入出・保管・運搬・設置・調整・必要に応じて修理・返却、会場管理及びそれらに付随する業務を行うこと。
- ・ なお、動画放映に当たっては、100 インチ以上のスクリーン又はモニター等を用いること。また、日光を透過しやすい会場で、日中の放映にも耐えられるように放映すること。
- ・ 会場備品については、「関西パビリオン多目的エリアご利用案内」を参照すること。
- ・ イベント実施エリアについては、実施内容に応じて、柔軟に備品等の設営を行うこと。

(キ) 会場の管理運営及び警備・救護

- ・ 来場者及び出展者等の安全確保を図ること。また、そのために必要と考えられる警備員等の手配・配置等を行うこと。
- ・ 運営スタッフのユニフォーム（ポロシャツなど）を作成し、管理運営時に着用すること。

(ク) その他必要な業務

- ・ 多言語の対応を行うこと。日本語と英語は必須とし、それ以外の言語についても必要に応じて対応を行うこと。
- ・ その他事業の準備・実施に当たって必要な業務は全て実施すること。
- ・ 本業務に係る廃棄物については適切に処理すること。

(ケ) 記録作成

- ・ 催事の日時・実施内容・来場者等の記録をまとめること。
- ・ 記録に当たっては、写真や動画等も活用すること。

5 その他

- (1) 万博の理念を踏まえて業務を実施すること。
- (2) 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会が公表する各種ガイドライン、持続可能性に配慮した調達コード等を遵守すること。
- (3) 関西広域連合が策定する各種ガイドラインを遵守すること。
- (4) 当該業務の実施に当たっては、可能な限り、琵琶湖・淀川流域に関わる府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、三重県）内で製造・生産されたものを使用すること。
- (5) 関西パビリオン多目的エリアのバックヤードに、着替えのスペースは無いため、あらかじめ制服を着用した上で、運営スタッフを来場させる又はバックヤードに着替え用のパーテーション等を設けること。
- (6) 運営スタッフの休憩に係る食事については、受託者において準備すること。
- (7) 本業務の遂行に係る必要経費の一切については委託料に含めることとし、受託者から支払を行うこと。
- (8) 関西広域連合が必要とした場合は、データ等の引き継ぎを行うこと。

6 納品

(1) 納品物

- (ア) 業務完了報告書
- (イ) 催事に関する記録資料

(2) 納期

令和7年9月26日（金曜日）

7 業務実施上の留意事項等

- (1) 関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (2) 業務内容の詳細は関西広域連合と協議の上決定することとし、関西広域連合と十分に連絡をとり、その指示及び監督を受けること。
- (3) 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- (4) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、あらかじめ

関西広域連合の承諾を得た場合は、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。

- (5) 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。
- (6) 本業務の遂行上知り得た情報等を、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- (7) 本業務の遂行上知り得た情報等を、受託者または他の者の営業のために利用してはならない。
- (8) 本業務の履行に際し使用する著作物等については、肖像権、著作権、商標権その他の諸権利を侵害することのないよう必要な手続を行い、これに必要な経費は委託費に含むものとする。また、これらの知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを解決すること。
- (9) 本業務は、機密性の高い情報を取り扱う場合があるため、別記「個人情報取扱業務委託特記事項」を遵守すること。なお、これは再委託する場合の再委託先にも適用する。ただし、個人を特定する情報を含まない業務の再委託である場合は、この限りでない。
- (10) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (11) 本仕様書に定めのない事項であっても、関西広域連合が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施すること。
- (12) 本仕様書について、生じた疑義又は定めのない事項については、その都度、受託者は関西広域連合と協議してこれを定めるものとする。